

学校法人北里研究所研究助成金規程

平成 2年 4月 1日制定

平成20年 4月 1日改正

平成28年11月 1日改正

(趣旨)

第1条 学校法人北里研究所（以下「本法人」という。）に対し学術研究の振興及び助成を目的として行われる寄附金で、講座等に対し行われる助成金（以下「研究助成金」という。）に関する取扱いは、この規程の定めるところによる。

(申込み)

第2条 研究助成金の申込みを行うものは、研究助成金申込書(様式1—1(病院を除く。)、1—2(病院用))に所定事項を記載して理事長に提出する。

(受入れ)

第3条 研究助成金は、特別寄附金として受け入れるものとする。

(研究助成金の配分)

第4条 前条により受け入れた研究助成金は、その研究に係る講座等の責任者（以下「研究責任者」という。）を経て、研究を担当しようとする者（以下「研究担当者」という。）に配分するものとする。

(研究助成金の支出)

第5条 研究助成金は、研究責任者において、目的達成のため必要かつ適正と認められるものに支出する。

2 旅費交通費については、原則として学校法人北里研究所出張旅費規程による。

3 謝金については、原則として本法人の支給基準に基づき、労務内容、時間等を勘案して支出する。

(帳簿の整備)

第6条 研究助成金を受け入れる予算単位の事務室等は、研究担当者毎に収支を把握するため、帳簿を備えなければならない。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、学校法人北里研究所理事会において決定する。

附 則

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年11月1日から施行する。

(様式1-1)

西暦 年 月 日

研究助成金申込書

学校法人 北里研究所
理事長 小林 弘 祐 殿

〒

(申込者) 住 所

法人名

代表者

⑩

電 話

学校法人北里研究所研究助成金規程に基づき、下記のとおり
研究助成金(寄付金)を申し込みます。

記

研究課題 及び内容				
研究責任者	所属(学部等)	研究室等	職位	氏 名(職員番号)
				()
研究担当者				()
				()
				()
助成金額	金	円	支 払 予 定 日	西 暦 年 月 日
特定公益増進 法人の証明書	必 要 ・ 不 要 ※いずれかに○をしてください。			
ご担当者 連 絡 先 (領収証等送付先) (住所・電話)				受付番号
				管理番号
				領収書番号

【註】 助成申込額より間接費相当額10%を控除した額が、研究助成金として充当されます。

研究助成金申込書

学校法人 北里研究所
理事長 小林 弘 祐 殿

〒
(申込者) 住 所
法人名
氏 名 ㊟

学校法人北里研究所研究助成金規程に基づき、下記のとおり
研究助成金（寄付金）を申し込みます。

記

助成研究課題 及 び 内 容		
研究者氏名	診 療 科 名	
	科（部）長名 (職員番号)	() ㊟
	代表医師名 (職員番号)	() ㊟
助成金額	金 円	
支払方法	一括：分割（回）いずれかに○をしてください。	
支払予定日	西暦 年 月 日	西暦 年 月 日
	西暦 年 月 日	西暦 年 月 日
特定公益増進 法人の証明書	要：不要 いずれかに○をしてください。 (但し、○のないものは不要とします。)	
備 考		
申込受付日	西暦 年 月 日	受付No. —
		管理No. —

【註】助成申込額より間接費相当額10%を控除した額が、研究助成金として充当されます。

